

社会・援護局主管課長会議資料

平成14年3月4日（月）

社会・援護局 福祉基盤課

目 次

頁

第1 説明事項

1 社会福祉施設の整備等について -----	1
(1) 社会福祉施設整備に係る予算（案）の状況 -----	1
(2) 平成14年度の整備方針等 -----	3
(3) 社会福祉施設整備業務の再点検について -----	6
(4) 木材利用の推進について -----	6
(5) 社会福祉施設等におけるP C B 使用安定器に対する安全 対策について -----	7
2 社会福祉施設の運営について -----	8
(1) 社会福祉施設の運営等について -----	8
(2) 福祉経営指導事業について -----	10
3 社会福祉施設の防災対策について -----	11
(1) 社会福祉施設の防災対策の取り組み -----	11
(2) 被災施設の早期復旧 -----	12
4 社会福祉・医療事業団について -----	13
(1) 特殊法人等改革について -----	13
(2) 貸付規模について -----	14
(3) 福祉貸付事業における条件の改定について -----	14
(4) 融資基準単価について -----	15
(5) 事業団融資と国庫補助協議との並行審査について -----	15
(6) 意見書の交付について -----	16
(7) WAM NETについて -----	16
(8) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について -----	17
(9) 福祉経営診断・指導事業について -----	17
(10) 長寿・子育て・障害者基金について -----	17
5 福祉人材確保対策の推進について -----	19
(1) 社会福祉事業従事者等に対する研修の充実 -----	19
(2) 都道府県福祉人材センター運営事業の推進 -----	21
(3) 福利厚生センター事業の推進 -----	22

(4) 社会福祉士及び介護福祉士について -----	23
(5) 社会福祉主事について -----	27
6 福祉サービスに関する苦情解決事業及び第三者評価事業について --	29
(1) 福祉サービスに関する苦情解決事業について -----	29
(2) 福祉サービスの第三者評価事業について -----	29
7 奉仕活動・体験活動の推進について -----	31
(1) 奉仕活動・体験活動の概要 -----	31
(2) 推進体制の整備等 -----	31
(3) 奉仕活動・体験活動の推進に向けて -----	33

第2 参考資料

1 平成14年度社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）基準単価について（案） -----	35
2 無利子貸付フローチャート -----	40
3 平成14年度予算（案）における措置費の主な改善事項 -----	41
4 平成12年度福祉施設経営指導事業実施状況 -----	42
5 平成14年度社会福祉・医療事業団融資基準単価（案） -----	44
6 福祉保健医療情報ネットワークシステム（W A M N E T）の概要 --	47
7 平成14年度社会福祉・医療事業団経営セミナー等開催予定 -----	48
8 社会福祉事業従事者数の推移 -----	50
9 都道府県福祉人材センター一覧表 -----	51
10 福祉人材バンク一覧表 -----	52
11 平成14年度社会福祉研修実施計画（案） -----	53
12 平成14年度社会福祉研修の開催期間、受講申込期限一覧（案） --	55
13 平成13年度各種研修会別、都道府県・指定都市・中核市別受講状況 -----	57
14 社会福祉研修実施機関の名称と所在地一覧 -----	60
15 福利厚生センター加入状況 -----	62
16 福利厚生事業の年度別事業展開 -----	64
17 福利厚生センター地方事務局一覧 -----	66
18 社会福祉士及び介護福祉士資格取得者等の状況 -----	68
19 社会福祉士・介護福祉士登録者数都道府県別一覧 -----	72
20 都道府県社会福祉士会名簿 -----	73
21 都道府県介護福祉士会名簿 -----	75
22 社会福祉士・介護福祉士養成施設及び社会福祉主事養成機関都道府県別設置状況 -----	76

23	社会福祉士及び介護福祉士指定養成施設等設置一覧	79
24	社会福祉主事養成機関一覧	103
25	社会福祉主事資格認定講習会の実施状況の推移	108
26	第三者評価事業の実施状況	109
27	教員免許取得希望者の介護等体験の実施状況	110

第1 說明事項

1 社会福祉施設の整備等について

(1) 社会福祉施設整備に係る予算（案）の状況

ア 社会福祉施設等施設整備

（ア）施設整備費については、平成13年度第2次補正予算において1,513億円、さらに平成14年度予算（案）として1,247億円、合わせて2,760億円を予算計上し、特別養護老人ホーム等の介護関連施設、待機児童解消のための保育所緊急整備、障害者プラン等にかかる施設整備の着実な推進を図ることとしている。

平成13年度第2次補正予算については、政府の保有資金を最大限活用し、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）」を改正し、無利子貸付事業として行うものである。

なお、貸付金の償還期間は5年以内で、償還時に償還金に相当する金額を国庫補助金として交付することとなるものである。

また、無利子貸付事業に係る貸付要綱等については、追って通知することとしているが、貸付対象とならない設備整備費等一部を除き、対象施設及び基準単価等については、国庫負担（補助）金交付要綱と同様の内容である。

（イ）国庫補助基準単価の改定

国庫補助基準単価については、公共工事コスト縮減の実績や建設単価の動向等を総合的に勘案し改定する。

（ウ）その他の改定事項は次のとおり。なお、①～④については、平成13年度第2次補正予算から適用する。（ただし、①の補助方式の簡素化は14年度新規事業から適用。）

① 社会福祉施設の防災対策の強化

防災対策強化の観点から、入所施設に対するスプリンクラー設備に係る補助要件の緩和及び補助方式の簡素化を図る。

また、大規模修繕等事業において、緊急災害時用の自家発電設備の設置に係る補助や防災対策に配慮した施設の内部改修工事の対象施設の拡大を図る。

② 情緒障害児短期治療施設の基準面積の改善

児童のプライバシーを尊重するためのスペースを確保し、自主性及び自立心を養い、さらに退所後の社会的自立に向けての生活指導を行うため、基準面積の改善を図る。

○基準面積の改善 1人当たり面積 28.6 m²→30.7 m²

③ 婦人保護施設の基準面積の改善

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応するための世帯部屋の整備等、入所者の処遇の改善を図るため、基準面積の拡充を図る。

○基準面積の改善 1人当たり面積 26.3 m²→35.4 m²

④ 婦人相談所の基準面積の改善

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応するための世帯部屋の整備等、入所者の処遇の改善を図るため、基準面積を拡充し、従来の1施設当たりの基準面積を1人当たりの基準面積に改める。

○基準面積の改善 1施設当たり面積 330.6 m²

→1人当たり面積 30.9 m² (定員20人の場合 619.2 m²)

⑤ 居住福祉型の新型特別養護老人ホームの創設

特別養護老人ホームにおける居住環境を抜本的に改善し、入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、全室個室・ユニットケアを特徴とする新型特別養護ホームへの補助制度を創設する。

⑥ ゴールドプラン21関連施設の国庫補助申請に係る事務負担軽減に伴う補助基準単価の簡素・合理化

国庫補助申請に係る事務負担軽減のため、ゴールドプラン21関連施設の国庫補助額の算定方法の簡素・合理化を行う。

○改善内容

- ・定員1人当たりの補助基準単価の設定
- ・算定方法の簡素・合理化

⑦ 自閉症・発達障害支援センター（仮称）に対する整備費補助の創設

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）を支援するための自閉症・発達障害支援センター（仮称）を自閉症児施設、知的障害児・者施設に附置するための補助制度を創設する。

○施設整備費 国庫補助基準面積 1施設当たり84.4m²

○設備整備費 国庫補助基準額 1施設当たり835,000円

イ 社会福祉施設等設備整備費

設備整備費については、施設整備量に対応した必要な額を確保した。

（2）平成14年度の整備方針等

ア 基本的整備方針

平成14年度においては、次の事項を基本として整備を図ることとしているが、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、施設整備の事業内容を十分吟味した上で、必要な整備を行うこととしている。

各都道府県市におかれては、来年度に予定している整備計画の十分な精査を行い、真に必要と認められる整備について厳選した対応に努められたい。

また、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえ、協議対象施設の選定及び法人審査についても万全を

期されたい。

- (ア) 介護関連施設については、平成11年12月19日大蔵・厚生・自治大臣合意により新たな5か年プランとして策定された「ゴールドプラン21」において掲げられた平成16年度における介護サービス提供量を踏まえて、計画的な整備を推進する。
- (イ) 保育所の整備については、平成11年12月19日大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治大臣合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）に基づく多機能保育所等の整備に加え、平成13年7月10日に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」による「待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所受入れ児童数の増大を図るための保育所の緊急整備を推進する。
- (ウ) 「障害者プラン」関係については、平成14年度末の整備目標に向けて計画的に障害者施設の整備を推進する。
- (エ) 施設入所者等の安全性を確保する観点から、老朽施設の改築、大規模修繕等の整備を推進する。
なお、この場合、建設後の経過年数及び老朽度を重視すると共に、防災対策にも十分配慮する。
- (オ) 地域におけるデイサービスセンター等の施設の確保に際して、既存の社会資源を有効に活用することが重要であることから、公立学校の余裕教室等のデイサービスセンター等への転用を推進する。

(力) (ア)～(オ)のほか、原則として、次の内容のものを優先的に整備する。

- ① 施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- ② 施設入所者等の居住環境、保健衛生等、処遇の一層の向上を図るため、大部屋解消等の整備を図るもの。
- ③ 土地の有効活用等を図るもの。
特に、都市部における用地取得の困難性から施設の高層化、複合化を図るなど高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うもの。
- ④ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- ⑤ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- ⑥ 木材の積極的活用を図るもの

入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの。

イ その他の留意事項

(ア) 社会福祉施設等施設整備資金貸付金の執行手続き等について

平成13年度第2次補正予算における社会福祉施設等施設整備資金貸付金については、平成14年度予算(案)における社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金と併せ、一体的な執行を図り、各都道府県市からの整備要望に応えることとしている。

このため、基本的整備方針については、貸付金も国庫負担(補助)金と同様の取扱いとするが、事務手続きについては国庫負担(補助)金と異なることが

ら、申請手続き等につき十分ご留意願いたい。

(イ) 補助金等の富裕団体の調整について

富裕団体向けの補助金等の調整については、平成14年度においても、引き続き補助金等の整理合理化の一環として富裕団体に対して調整措置を講ずることとしているので了知願いたい。

(3) 社会福祉施設整備業務の再点検について

平成9年3月31日に取りまとめた「施設整備事業等の再点検のための調査委員会報告書」で明らかにしたとおり、各都道府県市が行う契約手続きに準拠、一括下請負の禁止などを補助金の交付の条件とすること等建設工事の適正化、補助金交付対象施設の明確化等の措置を講じ周知徹底を図っているところである。

各都道府県市におかれでは、施設整備業務のさらなる再点検、都道府県部課長会議等での指導の徹底や未然防止策の検討など再発防止対策に万全を期されたい。

また、不正受給の事実が発覚した場合には、補助金を返還させることはもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正な対処をお願いする。

(4) 木材利用の推進について

「社会福祉施設等における木材利用の推進について（平成9年3月6日社援施第37号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」により、木材の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、平成14年度より、社会福祉施設整備の整備方針において、「木材利用の積極的活用を図るもの」を優先的に整備することとしたところである。

社会福祉施設の整備に当たっては、木材の積極的な活用を図るよう管内市町村及び社会福祉法人等に対しても周知願いたい。

(5) 社会福祉施設等におけるP C B 使用安定器に対する安全対策について

P C B 使用安定器に対する安全対策については、「社会福祉施設等における業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器の事故に関する対策について（平成12年12月21日社援施第51号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）」により、社会福祉施設等の設置者に対し周知徹底をお願いし、使用等実態調査について、ご協力いただいたところである。

調査結果については、ほとんどの施設がP C B 使用安定器の脱落防止等の応急措置を含め、平成13年度中に安全対策が講じられる予定とのことであるが、応急措置により対応した施設については、速やかに交換・撤去を行うよう、設置者に対し指導願いたい。

2 社会福祉施設の運営について

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が公布、施行され、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築を図る観点から、社会福祉施設の一部について措置制度から利用契約制度へと転換することとされたところである。

平成15年度には、支援費制度が施行されることから、それに伴う準備が進められているところであるので、管内市町村及び社会福祉施設に対して情報提供、助言等を行い、円滑な制度の施行にご努力願いたい。

(1) 社会福祉施設の運営等について

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設の運営に要する経費は、平成14年度で利用者の自己負担を含め総額2兆6,681億円となっている。その事業規模や介護保険法の施行、少子高齢化社会への対応等により社会福祉施設に対する国民の期待と関心は益々大きく、適正かつ効率的な施設運営に努めることはもちろんのこと、高齢者、障害者等の多様なニーズに応えるため、さらなるサービスの向上に努める必要がある。

また、社会福祉施設は、地域の福祉資源として福祉活動等の拠点としての機能が求められており、施設のもつている設備や専門的機能、介護等の情報を地域社会に提供していくことが重要となっている。

なお、社会福祉基礎構造改革により、サービスの質の確保や社会福祉施設職員の資質の向上及び人材確保が一層必要になることから、これらについても留意した適切な指導を願いたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の運用及び指導については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉

施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、指導監査担当課等との連携を図り、適正な施設運営について引き続き指導を願いたい。

(ウ) 福祉サービスは、利用者と事業者の対等な関係に立って、契約による利用が基本となることから、利用者に対してその契約に基づくサービスの提供が、継続して適切かつ安全に履行されることが求められている。

また、利用契約制度に移行しない措置施設についても、適切かつ安全な福祉サービスの履行が必要である。

このような福祉サービスの一環として、危機管理への対応も必要であることから、自主的な危機管理体制を確立することが求められているところである。

このため、利用者のための適切かつ安全なより良いサービス提供体制づくりを支援することを目的に、「福祉サービスにおける危機管理に関する検討会」を設置し、現在、「福祉サービスにおける危機管理に関する概念整理・事故を未然に防ぐ方策・事故が起こってしまったときの対応」について検討を進めているところであり、3月末を目途に取りまとめその結果を指針として公表する予定である。

イ 社会福祉施設の感染症予防対策について

社会福祉施設における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。特に、インフルエンザの対応については、常日頃からの入所者等の基礎体力の維持を図るための栄養状況への十分な配慮や本人の意思による65歳以上の者等に対する予防接種の推進など予防対策について周知徹底しているところであるが、毎年冬季に流行を繰り返し、患者数の多さや、症状の重篤性から国民の健康に対して大きな影響を与えている感染症であり、さらに、近年は、高齢者施設における集団感染、高齢者の死亡、乳幼児における脳炎・脳症の問題が指摘され、社会福祉施設においても十分な注意が必要とされているところである。

また、現在もなお流行しつづけ、ほぼ全都道府県において感染症発生動向注意報・警報がでている状況である。

については、昨年11月7日に施行された予防接種法の一部を改正する法律を踏まえた「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について（平成13年11月12日社援基発第41号）」をはじめ、「社会福祉施設等における結核感染の予防について（平成11年10月15日社援施第40号）」、「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について（平成11年11月26日社援施第47号）」等によって、引き続き管内社会福祉施設に対して適切な指導を願いたい。

（2）福祉経営指導事業について

本事業は、社会福祉基礎構造改革など福祉をめぐる施策の変化に、社会福祉施設等が適切に対応するために、重要な役割を果たすものである。

特に、平成12年度に改正された社会福祉法人の会計基準についての適切な経理処理の指導、入所者や職員の処遇に関する問題及び経営の効率性の向上についての助言等、引き続き事業の実施が期待されているものである。

平成14年度予算（案）においては、厳しい財政事情の中、前年度同額としているので、引き続き、指導員の資質の向上を図り、適切な指導、助言等を行うことができる体制の確保や第2参考資料の「平成12年度福祉施設経営指導事業実施状況」を踏まえ自己点検させるなど、効果的な事業運営の指導を願いたい。

3 社会福祉施設の防災対策について

(1) 社会福祉施設の防災対策の取り組み

社会福祉施設の防災対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）」等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導を願っているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備の整備及び夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的、効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

施設整備費においても、入所者の防災対策、処遇改善の観点から、防災対策に配慮した整備を優先的に採択することとしており、また、防災対策に関する事業の拡充等を図っており、積極的な活用を図られたい。

また、措置費においても、地域住民との連携による合同避難訓練や避難用具の整備等を行う総合防災対策強化事業を施設機能強化推進費のメニュー事業として算入しているところであり、これらの制度の積極的な活用を図り、社会福祉施設の防災対策の充実をお願いしたい。

特に、地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について（平成11年1月29日社援第212号）」をもって、関係省庁と連携して、社会福祉施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、次の事項に留意しつつ適切な措置をとるようお願いしたい。

また、昨年4月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行され、新たに土砂災害警戒区域等の指定が行われることになってお

り、これら区域に係る社会福祉施設の防災対策及び施設の設置についても留意されたい。

ア 関係部局との連絡体制の緊密化

施設の防災対策の整備のためには、土砂災害に関する知識の向上、土砂災害危険か所等、避難場所、警戒避難基準等の情報提供等、総合的な支援体制が必要である。そのため、管理者に対して、防災対策に関して総合的な指導がされるよう、各都道府県等において、関連部局との連携・連絡体制を緊密にされるようお願いしたい。

イ 地域住民等も交えた避難訓練の実施

施設における避難訓練については、従前から各施設の設備及び運営に関する基準等において、定期的に行うこととともに、指導監査においても重要な項目として指導を行っているところである。

施設における防災対策としては、地域消防機関、自主防災組織、地域住民等との連絡・連携体制を確立することが重要であり、避難訓練の実施に当たっては、地域消防機関、自主防災組織、地域住民等が参加したものを実施するよう、施設に対して一層の周知徹底をお願いしたい。

(2) 被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成11年3月30日社援施第848号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」により、災害発生後速やかに福祉基盤課に報告をお願いするとともに、災害復旧事業の早期整備を図り、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底をお願いしたい。

4 社会福祉・医療事業団について

(1) 特殊法人等改革について

昨年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）の行う事業については、以下の見直しを行うこととされた。

① 福祉貸付事業

貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、平成14年度から、適切に実施する。

② 医療貸付事業

「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を医療政策上真に必要なものに限った上で、コストに応じた金利設定の導入を検討するなど、融資条件（金利・期間・融資限度等）を適切に見直す。

③ 長寿・子育て・障害者基金事業

基金による助成業務について、平成14年度から、国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。

④ 社会福祉施設職員等退職手当共済事業

平成17年を目途に行われる介護保険制度の見直しに合わせ、介護保険における民間とのイコールフッティングの観点から、助成の在り方を見直す。

また、組織形態については、事業団の行う事業は、廃止又は民営化できない事業であることや国の関与の必要性が高く、採算性が低いこと等から独立行政法人とするとされたところである。

平成14年度以降は、「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、事業について講すべき措置の具体化に取り組むとともに、組織形態についても法制上の措置を講じ

ることとされており、詳細については、順次改めて示すこととする。

(2) 貸付規模について

平成14年度予算（案）においては、福祉・医療両貸付事業について、少子・高齢化等に対応し、ゴールドプラン21（平成12年度～平成16年度）や新エンゼルプラン（平成12年度～平成16年度）、障害者プラン（平成8年度～平成14年度）、医療計画等を着実に推進するとともに、介護保険法の施行を円滑に推進していくために必要な社会福祉施設、医療関係施設の整備のための事業枠、資金枠を確保することとしている。

ア 貸付契約額	3, 547億円（うち福祉貸付 1, 300億円）
イ 資金交付額	3, 427億円（うち福祉貸付 1, 095億円）
（ア）財政融資資金	2, 888億円
（イ）自己資金	539億円

(3) 福祉貸付事業における条件の改定について

全室個室・ユニットケアを特徴とした居住福祉型の新型特別養護老人ホームに係る融資率を引き上げる等、以下のような改定を図ることとしている。

ア 新型特別養護老人ホーム等に係る融資率の引き上げ等

新型特別養護老人ホームに係る貸付について、融資率を現行の80%から90%に引き上げる。

新型特別養護老人ホームに付置する老人ショートステイ用居室及び老人デイサービスセンターについても、同様の取扱とする。

また、特別養護老人ホームの老朽民間社会福祉施設整備事業等に係る無利子融資及び貸付金の一部償還免除については、平成14年度補助事業（平成15年度への継続事業を含む。）分をもって終了する予定である。

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴う貸付対象の拡大
平成14年度から法定事業として位置づけられることとなる以下の事業を貸付
対象に加える。

- ・ 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）
- ・ 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）

ウ 国庫補助額の算定方法の簡素・合理化に伴う融資基準単価の見直し
ゴールドプラン21関連施設の国庫補助額の算定方法が簡素・合理化されるこ
とに伴い、事業団融資における融資限度額の算定方法についても、簡素・合理化
を図る。

具体的には、従来の「1m³当たり建築工事費基準単価」に代えて、建築工事費
に冷暖房設備工事費、浄化槽設備工事費、エレベーター設備工事費及びスプリン
クラー設備工事費を含む「定員1人当たり建築工事費基準単価」を新たに設定す
ることとしている。（別添参考資料参照）

（4）融資基準単価について

国庫補助基準単価の改定に伴い、社会福祉事業施設に対する事業団の「1m³当た
り建築工事費基準単価」及び「特殊附帯設備工事費」についても改定することとし
ている。（別添参考資料参照）

（5）事業団融資と国庫補助協議との並行審査について

創設法人が事業団の融資を希望する場合には、事業団の融資審査を、国庫補助協
議のヒアリング及び法人設立認可の審査と並行して行い、相互の連携を図ることと
しているところであるが、平成13年度において、事業団への借入申込が遅滞した
ことにより、結果的に国庫補助内示を保留した例が見受けられたことから、これら
に該当する案件については、事業団への借入申込を速やかに行うよう、管内社会福
祉法人等への指導の徹底をお願いしたい。

また、既設法人についても、事業の実施に支障を来す恐れのある例が見られたことから、施設整備等に際して事業団からの資金の借入を予定している場合、可能な限り国庫補助協議時から時間を経ないうちに借入申込を行うよう、併せて指導をお願いしたい。

なお、各都道府県市における法人審査の不備、特に経営資金の未計上や額不足により融資審査が遅延する等の事例も見受けられたことから、このような問題の生じないよう、法人審査について万全を期せられたい。

(6) 意見書の交付について

従来から、事業団においては、融資審査のさらなる厳正化を図ることとしているところであるが、各都道府県市においても、意見書の交付にあたっては、より一層の内容確認及び精査をいただきたく、特段のご配意をお願いしたい。

(7) WAM NETについて

本事業については、事業団に中央センター、各都道府県に地方センターを設置し、管内市町村、社会福祉施設、介護サービス提供者（指定事業者）及び医療機関等からなる利用機関に対して、介護保険制度の情報や指定事業者情報、団体・文献情報、福祉機器情報等の各種情報を提供するとともに、これらについては、インターネットにより広く国民へも提供しているところである。（別添参考資料参照）

各都道府県においても、地方センターとしての機能の維持・拡充により一層努めるとともに、管内市町村、指定事業者等が利用しやすい環境作りに努め、当該システムの有効な活用を図られたい。

なお、平成14年度予算（案）においては、福祉サービスの質の充実とサービス利用者の利便性の向上を図るため、第三者評価機関による情報の公開や支援費制度における指定事業者の情報提供に係るシステムを構築することとしている。

（8）社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成14年度における給付予定額

- | | |
|-----------|----------|
| （ア）給付予定人員 | 47, 550人 |
| （イ）給付総額 | 585億1千万円 |

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、平成14年度より法定事業として位置づけられる以下の事業について、特定社会福祉事業に加える。

- ・ 精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプ）
- ・ 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）

ウ 社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づく、事業団に対する都道府県補助金の早期交付については引き続きご協力をお願いしたい。

特に、平成13年度分に係る補助金未交付の道府県におかれでは、速やかな交付についてご配意願いたい。

（9）福祉経営診断・指導事業について

事業団においては、福祉経営診断・指導事業として、社会福祉施設の開設・整備を計画している者等を対象に、経営セミナーを実施しているところである。

平成14年度についても、講義内容のより一層の充実に努めることとしているので、本事業の積極的な活用について、管内社会福祉法人等に対する周知方、特段のご配意をお願いしたい。（別添参考資料参照）

（10）長寿・子育て・障害者基金について

事業団における基金事業については、政府出資金2,800億円（長寿社会福祉基金700億円、高齢者・障害者福祉基金500億円、子育て支援基金1,300億円、障害者スポーツ支援基金300億円）の運用益により、高齢者や障害者の在宅福祉や生きがい・健康づくり、児童の非行防止や健全育成、障害者スポーツの振

興等の推進を図るため、民間の団体に対し助成を行っているところである。

各都道府県市における本事業へのご協力に感謝申し上げるとともに、引き続き管内団体等に対する周知及び社会福祉協議会に対する指導を願いたい。